

政令月収額の求め方

1 計算方法

政令月収額は次の順序で計算してください。

【計算の順序】

(1) 収入の種類別に所得金額を計算する。

①給与所得金額 ②事業所得金額 ③年金所得金額（雑所得金額）



(2) 各自の総所得金額を計算する。



(3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算する。



(4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き12で割って政令月収額を計算する。

(1) 種類別所得金額の計算

① 給与所得金額 **※令和7年度税制改正により、令和7年給与所得の控除額が変更されていますので、22ページの計算表をよくご確認ください。**

ア 令和6年12月以前から現在まで引き続き勤務されている方は、令和7年分源泉徴収票の支払金額（税込み）を、22ページ計算表の算出式に当てはめて計算します。

イ 令和7年1月以降に就職し、現在も引き続いて勤務されている方の支払金額は、22ページ計算表の算出式に当てはめて次のとおり計算します。

(ア) 令和7年1月末までに就職された方

就職した月の翌月から12か月分の合計額を支払金額として計算します。

(イ) 令和7年2月以降に就職された方

1年間の支払金額を次のとおり推定して計算します。

(a) 1か月平均収入金額＝働いた期間の総収入÷働いた期間の月数

※ 働いた期間の総収入・月数とも就職した月は除いてください。

(b) 年間推定支払金額＝1か月平均収入金額×12

(ボーナスがある場合は、1か月平均収入金額を計算するときに除いて計算し、12を掛けた後に加えてください。)

② 事業所得金額

ア 令和6年12月以前から現在まで引き続き事業されている方は、令和7年分の収入金額から必要経費を除いた金額が事業所得金額となります。

イ 令和7年1月以降に開業し、現在も引き続いて事業されている方の事業所得金額は次のように計算してください。

(ア) 令和7年1月末までに開業された方

開業した月の翌月から12か月分の合計収入金額から必要経費合計額を除いた額が事業所得金額となります。

(イ) 令和7年2月以降に開業された方

1年間の事業所得金額を推定して次のとおり計算します。

(a) 1か月平均事業所得金額

(営業した期間の総収入－必要経費合計)÷営業した期間の月数

※ 営業した期間の総収入・必要経費・月数とも開業した月は除いてください。

(b) 年間推定事業所得金額 = 1 か月平均事業所得金額 × 12

③ 年金所得金額（雑所得金額）

年金所得がある方は、年間総支給額を22ページの計算表の算出式に当てはめて計算します。

(2) 各自の総所得金額を計算

総所得金額 = 給与所得 + 事業所得 + 年金所得 + 不動産所得 + 利子所得 + 配当所得 （各自の総所得金額を計算してください。）

(3) 収入のある方の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算

本人の総所得金額	+	家族の総所得金額	=	世帯の総所得金額

〈※ 8 ページに記載の東日本大震災に係る「支援対象避難者」のうち、母子のみの避難等により世帯が二重生活をする場合の所得については、世帯の総所得金額の1/2の額とします。〉

(4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き12で割って政令月収額を計算

世帯の総所得金額	-	控除額合計金額	÷12=	政令月収額

↑ 23ページの「控除額一覧表」を参照して、合計額を計算してください。

控除対象	控除額
1 同居親族	38万円 × 人 円
2 同居しない扶養親族	38万円 × 人 円
3 老人扶養親族	10万円 × 人 円
4 特定扶養親族	25万円 × 人 円
5-① 特別障害者	40万円 × 人 円
5-② 障害者	27万円 × 人 円
6 寡婦	27万円 × 人 円
7 ひとり親	35万円 × 人 円
8 給与所得者	10万円 × 人 円
9 公的年金等所得者	10万円 × 人 円
控除額の合計 円	

※ 入居申込書の「収入・所得」欄には、給与所得の方は(1)の①の支払金額（税込み）を、事業所得の方は(1)の②の事業所得金額を、年金所得の方は(1)の③の年間総支給額を記入してください。

2 所得計算表

(1) 給与所得計算表

※令和7年度税制改正により、令和7年給与所得の控除額が変更されていますのでご注意ください。

給与所得の方は、次の表の支払金額（1年間に受け取った給与・ボーナスの税込みの合計額）の区分により、給与所得金額を計算してください。

令和7年に給与所得がある方(新たに就職した方を含む)

年間総収入（支払）金額		給与所得金額の算出式
651,000円未満		給与所得金額＝「0」円
651,000円以上～1,900,000円未満		支払金額－650,000円＝給与所得金額
1,900,000円以上 3,600,000円未満	まず、次のとおり端数整理します。 (ア) 支払金額÷4,000円で算出した答の小数点以下を切り捨てる。 (イ) 上の(ア)で算出した数値に4,000円を掛ける。 次に(イ)で算出した金額を右の算出式にあてはめてください。	左のとおり端数整理した支払金額 } × 0.7－80,000円＝給与所得金額
3,600,000円以上 6,600,000円未満		左のとおり端数整理した支払金額 } × 0.8－440,000円＝給与所得金額
6,600,000円以上～8,500,000円未満		支払金額×0.9－1,100,000円＝給与所得金額

(2) 年金所得計算表

※年金所得の控除額の変更はありません。

年金所得の方は、次の表の収入金額（1年間に受け取った年金の税込みの金額）の区分により、年金所得金額を計算してください。

	収入金額	年金所得金額の算出式
65歳以上の方	1,100,000円以下	年金所得金額＝「0」円
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	収入金額－1,100,000円＝年金所得金額
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額×0.75－275,000円＝年金所得金額
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額×0.85－685,000円＝年金所得金額
65歳未満の方	600,000円以下	年金所得金額＝「0」円
	600,001円以上～1,300,000円未満	収入金額－600,000円＝年金所得金額
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額×0.75－275,000円＝年金所得金額
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額×0.85－685,000円＝年金所得金額

3 控除額一覧表

- (1) 控除対象者に該当する方がおられる場合は、それぞれの控除額を合算して総所得から差し引いてください。
 (2) 年齢は、募集期間末日現在の満年齢です。

控除対象		範 囲	控 除 額	
1 同居親族		申込住宅に同居する申込者本人以外の方	38万円	
2 同居しない扶養親族		申込住宅に同居しない扶養親族		
特 別 控 除 対 象 者	3 老人扶養親族	扶養親族及び控除対象配偶者のうち70歳以上の方	10万円	
	4 特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円	
	5 障害者	①特別障害者	次の(1)～(8)のいずれかに当てはまる方（申込者又は上記1・2の対象者） (1)心神喪失の状況にある方又は精神保健指定医等の判定により知的障害者とされた方。（このうち重度と判定された方は特別障害者） (2)精神障害のある方で厚生労働大臣（知事）からその障害の程度が国民年金法施行令別表（1級の障害の状態と同程度のときは特別障害者）又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている方。 (3)身体障害者手帳の交付を受けている方（1級又は2級の方は特別障害者）。 (4)障害の程度欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方。（「A」の方は特別障害者） (5)戦傷病者手帳の交付を受けている方。（恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者） (6)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項による厚生労働大臣の認定を受けている方。（重度の障害とされている方は特別障害者） (7)常に就床を要し、複雑な介護を要する方。（重度の障害とされている方は特別障害者） (8)65歳以上でその障害が(1)又は(3)と同程度であると市町長等の認定を受けた方。（(1)又は(3)の特別障害者と同程度のときは特別障害者）	40万円 ②とは重複して控除することはできません。
		②障害者	(1)～(8)のいずれかに当てはまる方（申込者又は上記1・2の対象者） (1)心神喪失の状況にある方又は精神保健指定医等の判定により知的障害者とされた方。（このうち重度と判定された方は特別障害者） (2)精神障害のある方で厚生労働大臣（知事）からその障害の程度が国民年金法施行令別表（1級の障害の状態と同程度のときは特別障害者）又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている方。 (3)身体障害者手帳の交付を受けている方（1級又は2級の方は特別障害者）。 (4)障害の程度欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方。（「A」の方は特別障害者） (5)戦傷病者手帳の交付を受けている方。（恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者） (6)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項による厚生労働大臣の認定を受けている方。（重度の障害とされている方は特別障害者） (7)常に就床を要し、複雑な介護を要する方。（重度の障害とされている方は特別障害者） (8)65歳以上でその障害が(1)又は(3)と同程度であると市町長等の認定を受けた方。（(1)又は(3)の特別障害者と同程度のときは特別障害者）	27万円 ①とは重複して控除することはできません。
	6 寡 婦	申込者本人又は同居親族で次のア又はイに該当する方のうち下記「7 ひとり親」に該当しない方。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる一定の人がいる場合を除く。 ア 夫と離婚してから婚姻していない方で、扶養親族を有し、年間の所得の見積額が500万円以下の方。 イ 夫と死別してから婚姻をしていない方、または夫の生死が不明である方で年間の所得の見積額が500万円以下の方。この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。	27万円	
7 ひとり親	申込者本人又は同居親族で次のア～エすべてに該当する方。 ア 現に婚姻をしていない方、または配偶者の生死が不明である方。 イ 事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる一定の人がいない方。 ウ 生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり年間の所得の見積額が58万円を超えていたりする子は除かれます。）がある方。 エ 年間の所得の見積額が500万円以下である方。	35万円		
8 給与所得者	申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者（その者の所得等の金額が10万円未満である場合には、その金額）	10万円 1～7と重複して控除することができます。		
9 公的年金等所得者				

- ※ ・ 控除額は該当者1人についての額（年間）です。
 ・ 寡婦控除は、所得金額から上記8、9の金額を控除した残額が27万円以上の方については27万円、27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
 ・ ひとり親控除は、所得金額から上記8、9の金額を控除した残額が35万円以上の方については35万円、35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
 ・ 給与所得者又は公的年金等所得者控除は、所得が10万円以上の方については10万円、10万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

(注意) 今後、国の制度の見直しに伴い、月収額の区分、控除の内容等が変更になることがあります。

収 入 基 準 早 見 表

【一般県営住宅】

政令月収額 158,000円以下（所得のある方が1人で、特別控除対象者のいない世帯）の場合（中段は5～7ページの裁量階層世帯区分の④～⑯、下段は裁量階層世帯区分の①～③）

区 分		単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
給与所得の方	年間総収入金額 (税込み金額)	2,967,999円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下	5,423,999円以下
		3,887,999円以下	4,363,999円以下	4,835,999円以下	5,311,999円以下	5,787,999円以下	6,263,999円以下
		—	5,035,999円以下	5,511,999円以下	5,987,999円以下	6,463,999円以下	6,897,778円以下
事業所得の方	年間総所得金額	1,896,000円以下	2,276,000円以下	2,656,000円以下	3,036,000円以下	3,416,000円以下	3,796,000円以下
		2,568,000円以下	2,948,000円以下	3,328,000円以下	3,708,000円以下	4,088,000円以下	4,468,000円以下
		—	3,488,000円以下	3,868,000円以下	4,248,000円以下	4,628,000円以下	5,008,000円以下
年金所得の方	年間総収入金額	3,028,001円以下	3,534,667円以下	4,041,333円以下	4,495,295円以下	4,942,354円以下	5,389,412円以下
		3,924,001円以下	4,391,765円以下	4,838,824円以下	5,285,883円以下	5,732,942円以下	6,180,001円以下
		—	5,027,059円以下	5,474,118円以下	5,921,177円以下	6,368,236円以下	6,815,295円以下

◎ 明舞団地については、「新婚・子育て世帯」向け住宅で、収入基準が上記と異なる場合があります。次頁の「明舞団地の特例措置について」をご覧ください。

◎ 上記の公営住宅の収入基準を超えている方は、52～57ページの「中堅所得者向住宅（サンライフ）の募集」をご覧ください。

明舞団地の特例措置について

神戸市と明石市にまたがる明舞団地は、昭和30年代～40年代に兵庫県等が開発したニュータウンですが、入居開始から50年以上が経過し、住民の高齢化等が進んでいます。兵庫県では、この明舞団地をオールドニュータウンの再生モデルとして様々な取り組みを進めています。

参考 明舞団地のまちづくり情報発信基地 <https://meimai.hyogo-jkc.or.jp>

この取り組みの一環として、明舞団地内の県営住宅においては、国の認可を受けて、「新婚・子育て世帯」向け優先募集住宅において、「収入基準の緩和」も併せて行っています。（この取扱いは、「新婚・子育て世帯」向け優先募集住宅以外には適用されませんのでご注意ください。）

1 対象となる世帯

次の、「若年子育て世帯」及び「新婚世帯」で、コミュニティ活動に積極的に参加できる方を対象とします。

① 若年子育て世帯

夫婦の満年齢合計が80歳未満で13歳未満の子供（中学校就学前）を有する世帯。

※母子家庭、父子家庭の方も申込みができます。

② 新婚世帯

夫婦の満年齢合計が80歳未満で婚姻成立後2年以内の夫婦世帯です。（婚約・内縁関係含む）

2 特例措置の内容

明舞団地については、県内の他地域の県営住宅より収入基準を緩和し、収入月額が487,000円以下の方であれば申込みできます。

3 問い合わせ先

・ T C 神鋼不動産サービス(株) 西区・明舞管理事務所
TEL 078-915-1091

家賃について

家賃額は、入居者の収入や住宅の規模・立地条件・経過年数等に応じて異なるほか、毎年実施する収入調査の結果等により適用される家賃が毎年度変わることがあります。

別冊子の募集住宅一覧表に記載している各募集住宅の月額家賃欄（裁量階層世帯を含む）は、下表の政令月収額に応じて『最低額』と『最高額』を記載していますので、参考としてください。

募集住宅一覧表（ 年 月募集分）										
【〇〇〇〇 △△△△管理センター】										
※優先取扱いに〇〇優先と記載のある住宅については、その資格（案内書〇～〇ページ参照）以外の方は申し込みません。申し込んでも無効（失格）となります。										
申込 住宅 番号	住宅名 管理開始年度 住宅種類（改良）	所在地 交通機関	風呂設備	間取り	申込区分	部屋番号	月額家賃（予定） （円）	優先 取扱	備考	
			エレベーター	面積						階数
12-34-567	〇〇△△高層住宅	神戸市垂水区口口丁目2番地 〇〇市営バス「△△センター前」400M	有	3LDK	3人以上	3-101	43,800 ~ 70,000			
	有		74.8㎡	1階建						1階

政 令 月 収 額	
	0円 ~ 104,000円の世帯
	104,001円 ~ 123,000円の世帯
	123,001円 ~ 139,000円の世帯
	139,001円 ~ 158,000円の世帯
裁量階層世帯 (5~7ページ参照)	158,001円 ~ 186,000円の世帯
	186,001円 ~ 214,000円の世帯
	214,001円 ~ 259,000円の世帯

なお、政令月収額80,000円以下の世帯で、一定の要件に該当する方は、収入に応じた家賃の減免制度が適用になる場合があります。

詳細については、各管轄事務所にお尋ねください。